

〈解釈〉		設計されたプログラムを除く。
	貨物等省令第20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術	情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。
	貨物等省令第20条に掲げる技術	医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。
付表の技術	(別表2の付表2) 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。) 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するもの	

【技術、提供先国及び提出書類】

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1に掲げる技術を除く。)	と地域①	T A	経済産業局
外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1に掲げる技術を除く。)	ち地域	T C	本省
外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1に掲げる技術	い地域①	T A	経済産業局
外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1に掲げる技術	と地域②	T B 2	本省
外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1に掲げる技術	ち地域	T C	本省

(注1) 「技術」欄における「別表2の付表1に掲げる技術」とは、「提出書類通達」の別表2の付表1に掲げる技術を指す。

(注2) 「提供先国」欄における「い地域①」、「と地域①」、「と地域②」及び「ち地域」の各地域群は「運用通達」の別表第1の別紙の(注)で定める国・地域を指す。

(注3) 「提出書類」欄における「T A」、「T B 2」及び「T C」の各書類群は「提出書類通